

## 仕 様 書

### 1. 件名

令和6年度ハイヤーの供給に関する請負業務

### 2. 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする（放送大学学園における所定の休日、法律に定める祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は原則除くが、放送大学学園側から依頼があった場合は柔軟に対応すること。）。

### 3. 業務内容

放送大学学園（以下「甲」という。）が指定する時間において、請負者（以下「乙」という。）がハイヤーサービスを提供すること（専属ハイヤーとすること。）。

### 4. 業務時間・料金区分

業務時間と料金は、以下の2区分（基本料金区分、超過料金区分）とする。

#### （ア） 基本料金（月間19日程度利用を想定）

下記①に示す業務時間又は下記②に示す走行距離数までについて料金設定をすること。

① 原則として9時00分から18時00分まで（ただし、業務時間（9時間）の範囲内で前後2時間程度の変更を可能とする。なお、理事長の学園における基本的な滞在時間を10時00分から17時00分と想定している。）。業務時間は、乙の車両が指定の車庫（東京23区内）から出庫した時点から、乙の車両が車庫に帰着した時点までの時間とする。

② 1日あたり120キロメートル

走行距離は、乙の車両が出庫した指定の車庫（東京23区内）から車庫に帰着するまでの走行距離数とする。

#### （イ） 超過料金（月間21時間程度利用を想定）

（ア）①に示す業務時間又は（ア）②に示す走行距離数を超過した場合における30分毎又は走行距離7.5キロメートル毎に料金設定をすること。

### 5. 業務に関する費用等

（ア） 業務の実施に伴う費用（減価償却費、維持修繕費、公租公課、燃料費、自賠責保険及び任意保険料、業務に係る携帯電話通信料等の車両等関係費及び運転手に係る社会保険料、交通費等の人件費）については、乙の負担とする。ただし、業務遂行上必要な有料高速道路通行料及び有料駐車場使用料については、実費による精算とする。

（イ） 運転手の責めに帰すべき事由により発生した交通違反等に係る反則金等について、甲はその責を負わないものとする。

(ウ) 運転手の待機場所及び車両の駐車場所（利用者が学園本部内で用務中に限る）は、別途学園担当者が指示する。

## 6. 請負者としての要件及び運転手の条件

### (ア) 請負者としての要件

- ① 車両、運転手は固定とすること。なお、運転手については複数名体制でも可とする。
- ② 乙は、運転手に対する社内服務教育及び安全運転の教育・研修を実施すること。
- ③ 乙は、担当の運転手が休務した場合等において、代務要員を速やかに配置できる体制をとること。また、代務要員が本業務を行う場合においても、下記 6. (イ) 「運転手の条件」を満たすこと。
- ④ 乙は、一度決定した運転手を乙の都合により変更するときは、原則として 1 カ月前までに甲に変更を申請し、承認を得ること。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合はこの限りではない。
- ⑤ 乙は、運転手に電波受信面で問題のない携帯電話端末を持たせ、また、電波がつながりやすいところに待機させるなど必要な措置を講ずること。
- ⑥ 乙は、本件業務の遂行中事故に遭った場合には、警察、救急等関係各署へ速やかに通報した上で事態の収拾に協力するとともに、甲乙双方に連絡の上で指示に従うこと。
- ⑦ ⑥について、事故時、災害時における適切な対応状況が執れることを連絡体制図等にて証明した者であること。
- ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。  
また、許可証の写しを添付すること。

### (イ) 運転手の条件

- ① 運転手は、乙が直接雇用している社員であり、令和 6 年 3 月 31 日時点で乙のもとでの運行管理又はハイヤー乗務経験が継続して 1 年以上あること。
- ② 重役専属乗務員としてのハイヤー乗務経験が 1 年以上あること。
- ③ 業務を遂行する上で健康状態等に問題が無いことを証明できること。
- ④ 運転手は、自動車運転歴が 10 年以上、かつ、東京都内において運転従事歴 5 年以上を有し、都内の道路事情に精通していること。
- ⑤ 運転手は、時間を厳守する者であること。
- ⑥ 運転手は、普通自動車免許第 2 種を取得していること。
- ⑦ 運転手は、令和 6 年 3 月 31 日から遡って 3 年以内に運転免許の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。
- ⑧ 甲は、運転手がその適格性に欠けると認めた場合、乙に対しその代替者の選任・交代を要請するものとし、乙は当該要請に対し速やかに対応するものとする。

## 7. 運転手の責務

- (ア) 運転手は、交通関係法規を遵守し、常に安全運転を心がけ送迎業務に従事すること。
- (イ) 運転手は、送迎業務に相応な服装を心掛けること（ただし、放送大学学園の指定するクールビズ活動実施期間中（6月～10月を予定）においては、ノーネクタイを基本とする。）。
- (ウ) 運転手は、車両の利用者に対して、礼節を重んじて丁寧な対応を心掛けること。
- (エ) 運転手は、送迎業務の用に供する車両について、安全な運行を確保するため、常に運行前点検を行うとともに、清掃し清潔を保つこと。

## 8. 車両及び車両に係わる条件、待機場所

車両とその待機場所については次の通りとすること。

### (ア) 車両

- ① 国産車（トヨタクラウン又はクラウンと同等クラス：排気量 2500cc 又はそれ以上であること。）
- ② ボディカラー：黒色系（濃紺は可）
- ③ ETC、カーナビゲーションシステム、エアバッグシステムを標準装備していること。

### (イ) 車両に係る条件

搭乗者の損害を補填対象とする自動車任意保険（対人対物無制限）に加入していること。

### (ウ) 待機場所

甲より乙に通知する。

## 9. 運行予定の通知

- (ア) 原則、車両の 1 週間分の運行予定を前週の金曜日（祝日の場合はその前日）に乙に通知する。

※ 追加・変更等が発生した場合は、運行日の前日までに乙に通知する（緊急の場合等は当日運転手に対して直接連絡し、乙に通知する。）。

- (イ) 乙はこれを受けて、運行計画を作成し、運転手に必要な指示を行うものとする。

## 10. 請求

- (ア) 1 カ月分の利用に基づく利用明細書、請求書を原則翌月 10 日まで（本学必着）で提出すること。
- (イ) 利用明細には利用日付、経路、出発及び到着時間、待ち時間及び 1 日ごとの請求額を明記すること。また、有料道路や有料駐車場を利用した場合は、証憑としてその領収書または ETC 利用明細書等を添付すること。
- (ウ) 請求に際しては、基本料金及び超過料金のいずれも、業務時間又は走行距離にかかる料金のいずれか高額な方での精算とする。

## 11. その他

- (ア) 契約期間内において、甲は必要があると認めるときは、甲乙協議の上で、当仕様書及びその他の条件を乙に通知の上で変更することができるものとする。この変更の内容及びその他の措置については、書面によりこれを定めるものとする。
- (イ) 利用日数及び利用時間はあくまで予定で変動するものであり、その金額の支払を保証するものではない。

(参考1) 令和5年4月から10月の利用実績

月間平均利用日数 19 日

月間平均利用距離 1650 キロメートル

月毎の平均超過時間数 21 時間

月毎の平均超過距離数 67 キロメートル

(参考2) 令和5年4月から10月の利用実績に基づく年間の利用見込み

年間利用見込日数 228 日

年間利用見込距離 19800 キロメートル

年間超過見込時間 250 時間

年間超過見込距離 804 キロメートル

- (ウ) 本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、円滑に業務の引継ぎを行うこと。委託者又は次期受託者から引継ぎに必要と認められる資料等の請求があったときは、これに応じること。